

○那覇市資材の譲与に関する規則

1971年9月14日

規則第24号

改正 昭和47年7月11日規則第34号

昭和57年8月2日規則第21号

平成24年3月27日規則第13号

令和4年3月28日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、道路等の工事を行う者に対し、公益上の必要に基づいてする資材の譲与について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「工事」とは、道路法(昭和27年法律第180号)で定める道路以外の一般交通に供する道路の改良及び維持の工事並びにこれらに付帯する工事をいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の位置の指定を受けた道路については、路面が舗装され、側溝がコンクリート三面張り又はこれに準ずる程度に整備された構造のもので、かつ、指定後3年以上経過したものに限る。

(譲与資材の品目)

第3条 譲与する資材は、次に掲げるものとする。ただし、第4号及び第5号の資材は、橋又は暗渠^{きよ}工事に限り譲与することができる。

- (1) 路面舗装用材料
- (2) ヒューム管、U字溝、落蓋^{ふた}U字溝
- (3) 間知ブロック
- (4) セメント
- (5) 鉄筋
- (6) レデーミクストコンクリート(生コン)
- (7) 道路反射鏡
- (8) 防護^ま柵

(譲与の申請)

第4条 資材の譲与を受けようとする者は、資材譲与申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事位置図

(2) 工事設計図

(3) その他市長が必要と認める書類

(資材譲与の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、現地調査及び書類審査の上、
適当と認める者については、資材の譲与を決定し、資材譲与通知書により、申請者に通知
するものとする。

(条件)

第6条 市長は、資材の譲与目的を達成するため、工事の施工、その他必要な事項について
条件を付することができる。

(工事の変更、中止等)

第7条 資材の譲与を受けた者(以下「工事施工者」という。)は、次の各号の一に該当する
ときは、工事の変更、中止等承認申請書により、速やかに市長に届け出て、その承認を受
けなければならない。

(1) 工事の位置又は設計を変更しようとするとき。

(2) 工事を中止し、又は廃止しようとするとき。

(資材譲与の取消等)

第8条 工事施工者が、次の各号の一に該当するときは、市長は、資材の譲与を取り消し、
又は、既に譲与した資材の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この規則に違反したとき。

(2) 譲与条件に違反したとき。

(3) 工事の施工が不相当と認められたとき。

(4) その他、市長が不相当と認める理由があるとき。

(受領書の提出)

第9条 工事施工者は、資材の交付を受けたときは、速やかに受領書を市長に提出しなけれ
ばならない。

(工事の着手)

第10条 工事の着手期日は、特に期日を定めたものを除くほか、資材受領の日から7日以内
とする。

(工事施工の指導)

第11条 市長は、特に必要があると認めたときは、工事の施工に立ち会い技術的な指導を
行うものとする。

(確認調査)

第12条 市長は、工事施工者から工事完了の通知を受けたときは、職員をして現地調査を行わせ、当該工事が資材譲与の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、当該工事施工者に対してその旨通知するものとする。

2 前項の確認調査を命じられた職員は、工事完成確認調書を作成しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の確認調査により、資材譲与の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該工事につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該工事施工者に命ずることができる。

(様式)

第14条 次の表に掲げる文書の様式は、市長が定める。

文書の名称	関係規定
資材譲与申請書	第4条
資材譲与通知書	第5条
工事の変更、中止等承認申請書	第7条
受領書	第9条
工事完成確認調書	第12条第2項

(補則)

第15条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年7月11日規則第34号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年8月2日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年3月27日規則第13号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(令和4年3月28日規則第11号)

この規則は、令和4年3月28日から施行する。

第1号様式(規則第4条関係)

資材譲与申請書

年 月 日

那覇市長 宛

申請者住所

氏名

次のとおり、 工事を施工したいので、資材を譲与して下さるよう
資材譲与に関する規則第4条により申請します。

1: 工事名

2: 工事施工の位置

地先

3: 工事の目的及び内容

4: 資材の品目及び数量

品名	規格	数量	用途	備考

5: 工事着手予定年月日 年 月 日

6: 工事完成予定年月日 年 月 日

7: 添付書類

(1) 工事位置図

(2) 工事設計図

(3) その他

様

那覇市長

資 材 譲 与 通 知 書

年 月 日申請のあった 工事の資材譲与については、
調査の結果妥当と認め、次のとおり資材の譲与を決定したので通知します。

1: 工事名

2: 工事施工の位置

地先

3: 工事の目的

4: 資材の品目及び数量

品 名	規 格	数 量	用 途	備 考

5: 譲与の場所

6: 譲与決定年月日

年 月 日

7: 譲与条件

第3号様式(規則第7条関係)

工事の変更、中止等承認申請書

年 月 日

那覇市長

宛

申請者住所

氏名

TEL

次のとおり工事の(位置・設計)変更、中止、廃止をしたいので承認して下さるよう申請します。

工 事 名	
資材譲与決定年月日 及び 交付決定年月日	
承 認 事 項	
変更、中止、廃止 の理由	

第4号様式(規則第9条関係)

資 材 受 領 書

年 月 日

那覇市長 宛

申請者住所

氏名

次のとおり資材の譲与を受け、 年 月 日確かに受領しました。

1: 工事名

2: 工事施工の位置

3: 資材譲与決定年月日 年 月 日

4: 資材の品目及び数量

品 名	規 格	数 量	用 途	備 考

第5号様式(規則第12条第2項関係)

工 事 完 成 確 認 調 書

1 : 工事名

2 : 工事施工位置

3 : 工事施工者

4 : 工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日

5 : 譲与資材の品目及び数量

品 名	規 格	数 量	用 途	備 考

上記工事の現地調査の結果は、下記のとおりである。

年 月 日

調査員